

●香川県告示第149号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年4月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前																																		
第1 略 1 略 (1) 略 (2) 略 ア 略 イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は、 <u>266万円以内</u> とする。 ウ～キ 略 2 略 (1) 略 ア・イ 略 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,110円以内</u> とする。 エ 略 (2) 略 3 略 (1)・(2) 略 (3) 略 ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯							第1 政令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 略 (2) 応急仮設住宅 ア 略 イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は、 <u>2,621,000円以内</u> とする。 ウ～キ 略 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (1) 炊き出しその他による食品の給与 ア・イ 略 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,080円以内</u> とする。 エ 略 (2) 略 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (1)・(2) 略 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。 ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 (4月)</td> <td><u>18,400円</u></td> <td><u>23,700円</u></td> <td><u>34,900円</u></td> <td><u>41,800円</u></td> <td><u>53,000円</u></td> <td>5人を超える人数</td> </tr> </tbody> </table>							世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	夏季 (4月)	<u>18,400円</u>	<u>23,700円</u>	<u>34,900円</u>	<u>41,800円</u>	<u>53,000円</u>	5人を超える人数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 (4月)</td> <td><u>18,300円</u></td> <td><u>23,500円</u></td> <td><u>34,600円</u></td> <td><u>41,500円</u></td> <td><u>52,600円</u></td> <td>5人を超える人数</td> </tr> </tbody> </table>							世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	夏季 (4月)	<u>18,300円</u>	<u>23,500円</u>	<u>34,600円</u>	<u>41,500円</u>	<u>52,600円</u>	5人を超える人数
世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯																																			
夏季 (4月)	<u>18,400円</u>	<u>23,700円</u>	<u>34,900円</u>	<u>41,800円</u>	<u>53,000円</u>	5人を超える人数																																			
世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯																																			
夏季 (4月)	<u>18,300円</u>	<u>23,500円</u>	<u>34,600円</u>	<u>41,500円</u>	<u>52,600円</u>	5人を超える人数																																			

1日から9月30日まで)						1人につき、 <u>7,800円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	<u>30,400円</u>	<u>39,500円</u>	<u>55,000円</u>	<u>64,300円</u>	<u>80,900円</u>	5人を超える人数1人につき、 <u>11,100円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	6,000円	<u>8,100円</u>	<u>12,100円</u>	<u>14,700円</u>	<u>18,600円</u>	略
冬季 (10月1日から3月31日まで)	<u>9,800円</u>	<u>12,700円</u>	<u>18,000円</u>	<u>21,400円</u>	<u>27,000円</u>	略

(4) 略

4・5 略

1日から9月30日まで)						1人につき、 <u>7,700円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	<u>30,200円</u>	<u>39,200円</u>	<u>54,600円</u>	<u>63,800円</u>	<u>80,300円</u>	5人を超える人数1人につき、 <u>11,000円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	6,000円	<u>8,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>14,600円</u>	<u>18,500円</u>	略
冬季 (10月1日から3月31日まで)	<u>9,700円</u>	<u>12,600円</u>	<u>17,900円</u>	<u>21,200円</u>	<u>26,800円</u>	略

(4) 略

4・5 略

6 略

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物により行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり576,000円以内とする。

(3) 略

7 略

8 略

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 略

(3) 略

ア 略

イ 略

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,300円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,600円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,000円

(4) 略

9 略

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については210,400円以内、12歳未満の者については168,300円以内とする。

(4) 略

10・11 略

12 略

(1) 略

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他

6 被災した住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物により行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり567,000円以内とする。

(3) 略

7 略

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 略

(3) 学用品の給与のために支出する費用は、次の額の範囲内とする。

ア 略

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,200円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,500円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については208,700円以内、12歳未満の者については167,000円以内とする。

(4) 略

10・11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他

障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とする。

(3) 略

13 略

第2 略

1 略

(1) 略

ア 略

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,500円以内

ウ 略

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,600円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,500円以内

カ 大工 1人1日当たり 20,800円以内

キ 左官 1人1日当たり 20,800円以内

ク とび職 1人1日当たり 20,600円以内

(2)・(3) 略

2 略

障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,300円以内とする。

(3) 略

13 略

第2 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度

1 政令第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

ア 略

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,400円以内

ウ 略

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,200円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,400円以内

カ 大工 1人1日当たり 19,400円以内

キ 左官 1人1日当たり 19,300円以内

ク とび職 1人1日当たり 19,200円以内

(2)・(3) 略

2 略